

尼崎市監査公表第7号

出資団体等監査及び指定管理者監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年3月25日

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 津 田 加寿男

同 前 迫 直 美

措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
2 措置を講じた団体	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
3 監査結果報告日	平成23年3月25日
4 措置通知日	平成26年3月14日
5 監査結果の内容 <u>年度協定で定めている業務を実施していなかったことについて</u> 小田南公園ほか2公園の指定管理業務において、事前に協議された業務の変更内容が、年度協定書等に一部記載されていなかった。 <指導の要点> 指定管理業務の内容を変更する場合は、その内容を年度協定書等に明記すること。	
6 措置の内容 ご指摘の件につきましては、市と協議し、平成23年度の年度協定書においてその内容を明記いたしました。	

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	株式会社 ハウスビルシステム
2 措置を講じた局	都市整備局
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成26年 3月 6日
5 監査結果の内容 <u>駐車場の管理について</u>	<p>魚つり公園内駐車場は指定管理業務として管理すべき施設の一部であるが、都市整備局は、当該駐車場管理業務の一部について株式会社の「自主事業」として承認していた。</p> <p>当該自主事業としての駐車料金は、条例に基づいた魚つり公園利用者の駐車料金に比べ著しく安価に設定されていることから利用者間で不平等な取扱いとなっており、さらに市の歳入に反映される「利用料金」として算入されていなかった。</p> <p>また株式会社は、自主事業を行うため施設の敷地の一部を駐車場管理事務所として行政財産の目的外使用許可を受けて使用しているが、許可申請の内容とは異なる使用がされていた。さらに駐車場利用時間は、条例の規定による利用時間以外にも使用していた。</p> <p><指導の要点></p> <p>都市整備局は条例を遵守し、指定管理業務を適切に運用すること。また施設の目的外使用についても適正に行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>自主事業としての駐車場料金については、指定管理者である(株)ハウスビルシステムから平成25年度より渡船客駐車料金を他の一般利用客と同一料金を徴収する旨の申し出があり、これを認めた。これにより、渡船客の駐車料金は指定管理業に係る利用料金として、年度協定第4条第1項に基づいた納付金の算定に含める。</p> <p>次に、行政財産の目的外使用許可については、正しい内容に修正した申請書の提出を求め正しい内容で使用許可書を発行した。</p> <p>最後に、駐車場を条例の規定時間外も使用していた件については、魚つり公園の設置及び管理に関する条例第20条に基づき変更の申請があり、変更を承認している。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	株式会社 ハウスビルシステム
2 措置を講じた団体	株式会社 ハウスビルシステム
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成26年 3月 6日
5 監査結果の内容 <u>駐車場の管理について</u>	<p>自主事業を行うため施設の敷地の一部を駐車場管理事務所として行政財産の目的外使用許可を受けて使用しているが、許可申請の内容とは異なる使用がされていた。さらに駐車場利用時間は、条例の規定による利用時間以外にも使用していた。</p> <p><指導の要点></p> <p>行政財産の目的外使用申請については、適正に行うこと。また駐車場利用時間については、条例を遵守すること。</p>
6 措置の内容	<p>行政財産の目的外使用許可の件ですが、適正な事業内容で申請を行い、市長から承認を得ております。</p> <p>また、駐車場利用時間についても市長に承認を得て、現状に合った営業時間に変更し、是正を行いました。</p>

措置通知表【財政援助団体監査】

1 監査対象団体名	公益社団法人尼崎人権啓発協会
2 措置を講じた局	市民協働局
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成26年 3月12日
5 監査結果の内容	<p><u>公益社団法人尼崎人権啓発協会に交付した補助金の支出について</u></p> <p>市の補助金が交付されている地域啓発事業の事務費において、事業に直接必要とは言えない物の購入に使われていたものがあった。</p> <p>また、事業の実施方法が、補助金交付指令書の条件どおりに行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(人権課)</p> <p><指導の要点></p> <p>事業費だけでなく、事務費の執行についても市の補助金が充てられていることを十分認識し、明確な使途基準を定めて、適切に執行すること。</p> <p>また、事業実施方法については、協会と地域団体との役割や関係を明確にして行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>監査からの指摘を受け、公益社団法人尼崎人権啓発協会に交付した補助金の支出に対して改善を行うよう指導した。また、補助金交付要綱を見直し、同協会と地域団体との役割や関係を明確にするよう改正した。</p>

措置通知表【財政援助団体監査】

1 監査対象団体名	公益社団法人尼崎人権啓発協会
2 措置を講じた団体	公益社団法人尼崎人権啓発協会
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成26年 3月12日
5 監査結果の内容	<p><u>協会に交付した補助金の支出について</u></p> <p>市の補助金が交付されている地域啓発事業の事務費において、事業に直接必要とは言えない物の購入に使われていたものがあった。</p> <p>また、事業の実施方法が、補助金交付指令書の条件どおりに行われていなかった。</p> <p><指導の要点></p> <p>事業費だけでなく、事務費の執行についても市の補助金が充てられていることを十分認識し、明確な使途基準を定めて、適切に執行すること。</p> <p>また、事業実施方法については、協会と地域団体との役割や関係を明確にして行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>監査の指摘及び市民協働局人権課から交付された補助金の支出に対して改善を行うよう指導されたことを受け、次のとおり措置した。</p> <p>① 平成25年度より、補助金交付要綱に規定された、補助金使途基準に基づき執行し、物品の購入に際しても必要性を十分に勘案しながら決定することを、事務担当者会議で説明するなど、本協会内での周知徹底を図った。</p> <p>② 本協会の啓発活動について充実を図るため、各地域人権教育啓発推進委員会、各社会福祉協議会などで構成する各地域人権教育啓発促進委員会が企画の段階から関わり、事業内容や啓発効果の事業評価をするなど、協会と促進委員会が連携して事業実施することについて、地域啓発事業費交付要綱に基づき補助していく。</p>